

# IIPS Quarterly

Institute for International Policy Studies

**Contents**

**Volume 5 Number 3**

● **卷頭論文**

「安保法制懇報告書の提出」北岡伸一

● **政策研究**

「習近平政権下の中国外交」川島 真

「2014年の中東情勢の見通し～アラブの春から3年後の中東～」松本 太

「日本の再生に向けて出生率の回復と財政再建の実現を」北浦修敏

「なぜ、米国はイノベーション大国か」雨宮寛二

● **研究所ニュース**

「第10回中曾根康弘賞授賞式」

「ソウル大学総長中曾根会長を表敬訪問」

「『台頭する中国と日米の戦略』シンポジウムの開催」

「カンボジアの政府機関及びシンクタンク等との海洋の安全保障に関わる意見交換」

## 会長挨拶

中曾根康弘

現在、集団的自衛権の行使容認が、日本の最大のテーマのひとつになっています。

日本においては、これまで、集団的自衛権の行使容認は、憲法9条の解釈と絡んで、戦後の歴代政権の課題になっていました。実際に行使するには、難しい条件が課せられます  
が、行使容認を可能にするためには、国内外ともに行使容認に理解を示してもらうこと、また、行使の内容として妥当なものであることの2つが必要かつ十分な条件となります。

昨今の国際社会において、米国との関係に象徴されるように、日本の重要度は相対的に低くなっています。今や、関係国への積極的な外交努力を展開していくなければならない段階にあります。

このような日本の現状を打破すべく、政治・経済・社会に関わる重大な課題を考察・研究し、具体的な政策を世に発信してまいりたいと存じます。

引き続きご支援ご協力の程、お願い申し上げます。



公益財団法人 世界平和研究所

IIPS

## 卷頭論文

# 安保法制懇報告書の提出

研究本部長

北岡伸一

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下、安保法制懇）は、2007年、第一次安倍内閣によって設立されたが（座長、柳井俊二元外務次官・元駐米大使）、途中で安倍首相が退陣したため、報告書は2008年になってから福田康夫首相に提出された。しかし福田首相はこれを棚上げして、検討を加えなかった。

2012年12月、政権に復帰した安倍首相は、2013年2月、安保法制懇を再度設立した。メンバーはほぼ全員同じだったが、柳井座長が国際海洋裁判所所長の地位にあって在外のため、私が座長代理として議論を進めてきた。そして5月15日、ようやく報告書の提出にこぎつけた。

これまで、安倍内閣のもとで、多くの安全保障政策の改革が進められている。2013年9月には安全保障と防衛力に関する懇談会（安防懇）が設立され、その議論を踏まえて、12月、国際協調と積極的平和主義を中心とする国家安全保障戦略が閣議決定された。またやはり安防懇の議論をふまえ、統合機動防衛力をキーワードとする新しい防衛計画の大綱が閣議決定された。この間、2013年11月には特定秘密保護法が成立し、12月には国家安全保障会議が設立され、2014年1月から活動を開始している（事務局長には谷内正太郎世界平和研究所副理事長が就任された）。さらに、2014年4月1日には、防衛装備品移転三原則が定められ、これまでの厳格な輸出規制を改めて、平和に貢献するような輸出を認める方向への変化が定められた。

そして安保法制懇の報告書が5月に提出され、安倍首相はこれを少なくとも部分的には受け入れることを表明した。以後、自民党と公明党との間で協議が続けられた結果、両党合意に基づく閣議決定が、7月1日に行われた。今後、この閣議決定に

基づく自衛隊法などの改正が行われる予定である。また、年末には、日米防衛協力に関するガイドラインの改定が予定されている。

以上のように、安倍内閣は安全保障の分野で多くの新しい政策を推進している。これらについて第一に指摘しておきたいのは、安保法制懇提言を含め、全て実現されたとしても、日本の安全保障政策は依然として主要国の中でもっとも平和主義的であることである。どの政策をとっても、稳健で当然のものばかりである。

第二に、それにしても、こうした変化は画期的である。憲法9条の厳格な非軍事主義のもとで、現実的な安全保障政策への転換はまことに困難だった。これが実現できるようになったのは、安倍首相のリーダーシップの他に、(1) 北朝鮮の核兵器とミサイルの開発、そして中国の急激な軍事的膨張によって日本の安全保障環境が著しく悪化して、国民の意識も変わりつつあることであり、(2) 民主党も与党を経験して、ある程度責任を持つ方向に変化しつつあることである。実際、NSCの設立や、防衛計画の大綱、防衛装備品移転原則などは、民主党政権の下でも推進されたものであった。(3) そして、自民党内部に、厳しかった野党経験を踏まえて、二度と政権を失わないよう、内紛を抑制し、首相のもとに結束しようとする傾向が見られることである。

次に、安保法制懇報告書の要点について述べたい。

安保法制懇は、現在の安全保障法制度に不備がないかどうか検討し、あるとすれば、どのように改善すべきかを提言することを目的としている。集団的自衛権に関する議論だけをしているように言う人がいるが、それは事実ではない。憲法上行使は可能だとされている個別的自衛権の分野の中で、法律の不備なものにも触れている。ただ、いろいろな分野で、集団的自衛権は行使できないという内閣法制局の解釈が有効な安全保障法制度の樹立の壁になっていることが少くないので、結局、かなりのスペースをこの問題について割くことになっている。以下、個別的自衛権関係、集団的自衛権関係、集団安全保障関係の順に述べる。

(1) 個別的自衛権に関しては、いわゆるグレーゾーンの問題がある。たとえば、日本が武力攻撃を受けたとき、首相は防衛出動を命じることが出来るが、それは外国からの組織的計画的侵害があった場合のことである。今日、そういう明白な侵略であるかどうか、分からことが多い。いわゆる低劣度紛争（low intensity conflict）の可能性の方がずっと高いのである。ところがそういう場合における自衛権について、自衛隊法には定め

がない。これはぜひ是正すべきだという提案をしている。

また、海外で邦人が危険な状況に陥った場合、自衛隊が出来るのは救出された人に対する輸送であって、救出自体については規定がない。こういう場合の責任は、まず当該国にあるが、もしその国に十分な能力がない場合、その国の同意を得て、自衛隊が救援に行けるようにすべきである。

(2) 集団的自衛権の行使については、憲法を以下のように見直すよう提唱している。憲法9条2項は、「陸海空その他の戦力の保持」を禁止しており、1946年憲法制定当時には、一切の武力は持てないという解釈だった。しかし1954年には、主権国家が必要最小限度の武力を持つのは自然権であって、禁止されていないという解釈が提示された。これは、1959年の砂川判決で受け入れられている。ところが、1972年に政府は、必要最小限度とは、個別の自衛権、すなわち自国が攻撃されたときに反撃する権利だけをさすのであって、集団的自衛権、すなわち密接な関係にある他国が攻撃されたとき、これを排除するために武力を行使する権利は含まれないという解釈となった。

安保法制懇は、この解釈には大きな問題があると考える。軍事的超大国を除き、世界の大部分の国々は、自力すなわち個別の自衛権だけでは自国を守れないのであって、密接な関係の国々と協力しあって安全を維持している。それゆえ、国連憲章51条はすべての国に個別的および集団的自衛権を認めている。日本の場合、実際のところ、アメリカの地位が圧倒的だった頃には、個別の自衛権行使することだけで日本を守れたかも知れないが、それも難しくなっている。72年解釈は理論的にも実際的にも不適当である。そもそも、何が必要最小限度かということは、軍事技術の変化や国際情勢によって変化するのであって、法律的に線を引くことは不可能である。これが安保法制懇の提言の核心部分である。以上について、憲法の解釈を修正することについて疑義が提示されているが、1954年の修正に比べれば小さいので問題はないとしている。

その上で、日本は、日本と密接な関係にある国が武力攻撃を受け、その国から協力の要請を受け、またその事態を放置すれば日本の安全に重大な影響が及ぶことが考えられる場合は、国家安全保障会議の議論へて首相が総合的に必要性と均衡性を判断し、国会の事前または事後の承認を得て、集団的自衛権行使し得るとした。その際、第三国の領域を通過する場合には、その国の同意を得るものとするとした。

具体的には、①日本の領域の外で、かつ日本の近くで、アメリカの船が攻撃を受けた場合、②シーレーンが機雷などで閉鎖された場合、など多くの例が挙げられているが、ここでは省略する。

(3) 集団安全保障やPKOについては、次のように提唱している。

憲法9条1項は、国際紛争の解決のために武力行使ないし武力による威嚇を行わないと定めているのであるが、ここにいう「国際紛争」とは、この条項の期限である不戦条約(1928年)や国連憲章(1945年)からして、日本を当事者とする国際紛争と解釈すべきである。したがって、集団安全保障やPKOについて、憲法上、参加は制限されない。とくにPKOにおいては、問題になるのはせいぜい武器使用であって、国家主権の発動たる大規模な武力行使はほとんど考えられない。従来、PKOにおいて他国の部隊や民間人や妨害排除のための武器使用は認められていないが、これは国連標準に改めるべきだということを提唱している。

報告書は、以上のような考えに基づいて、自衛隊法やPKO法や周辺事態法を改め、必要な場合さらに立法措置をとるよう提唱している。これらの法案は、内閣から提出されることになり（議員立法の可能性も論理的にはありうる）、その場合は憲法に関する従来の法制局見解と抵触することになるので、内閣において憲法解釈について何らかの整理をしておくことが必要だったわけである。

ともあれ、内閣または議員が法案を出し、国会がそれを審議し、法律が成立した場合、それに疑義がある場合は司法の判断をあおぐのが、民主主義である。野党の一部から、内閣で憲法解釈を変えるべきでないという主張があるのは、的外れである。また唐突だという批判もまったく的外れで、2007年から議論は行われ、2008年には第一次報告書が出ており、2014年報告書の骨子はすでにそこに含まれているのである。

5月15日に表明された安倍首相の方針は、報告書の内容に比べて、集団安全保障やPKOに対する言及が少なく、やや物足りなかった。しかし、その後の自公協議においては、ある程度復活したように思われる。とくにPKOについては、南スーダンの情勢が不安なこともあり、PKO法修正まで速やかに進んでほしいと願っている。

最初に述べたとおり、安保法制懇の提言が実現されても、日本は主要国の中でもっとも平和主義的な国であることは間違いない。しかしながら、これまで法律論に終始し、観念論にとどまることが多かった安全保障論議を現実的なものにする上で、提言の実現は、極めて重要なステップだと考えている。

なお、安保法制懇には私のほかに佐藤謙世界平和研究所理事長と細谷雄一同上級研究員（2013年より）が参加していて、平和研が大きな役割を果たしたことを、特筆しておきたい。

## 政策研究

# 習近平政権下の 中国外交

上席研究員

川島 真

### 習近平政権の対外政策の基調

習近平政権は基本的に胡錦濤政権後半期の諸問題を継承する政権として成立した。それは、胡政権の後半期に国内で経済成長問題や社会問題を多く抱えながらも、世界第二の経済大国となるなどして、対外的には経済成長重視の「韜光養晦」政策から次第に主権や安全保障面を重視する強硬な政策に変容していたという状況を、習政権が継承したことである。また、政策決定過程を見れば、党中央の集団指導体制という面だけでは無く、対外、対内政策の面で、多様なアクターが政策決定に関与するようになったことも、継承したと言えよう。

だが、その習近平政権外交は、大国外交、周辺外交、マルチ外交など、幾つかの領域において、一面で胡錦濤政権の政策を継承しつつも、次第にその特徴を示すようになってきた、と見ることができる。とりわけ顕著なのは、第一に国際社会の多元化、つまりアメリカ一極集中から流動化する状況を促進すること、また国際社会の民主化、つまり西側諸国や先進国以外の声を国際秩序に反映させることを求めていた点。第二にこうした新たな国際環境において、中国型の「大国外交」としてのスタイルを模索しようとする点である。それは大国間協調と東アジア（周辺）における自らの影響力の大きさをあからさまに口にするような、「中国中心」とも言える姿勢である。本報告は、昨今強く表れ始めた習政権の対外政策の姿の輪郭を示そうとするものである。

### 共産党成立百年・建国百年

中国政府が昨今掲げる国家表象（国家像、自画像）にまつわるスローガンは、共産党成立百年（2021年）と建国百年（2049年）という時期設定と関わっている。つまり、党成立百年までには途上国を完全に脱し、建国百年にはアメリカを経済力で抜き去るというものである。2013年11月2日、楊潔篪国務委員は、「歴史上の新たな起点に立った中国外交」という演説をおこなったが、ここで楊は次のように述べた。「昨今、世界はその構造変化の重要な局面にあり、中国はまさに民族復興の上で鍵となる時期にある。中国の今後の命運は、世界の今後の命運と密接に関わっている。習近平同志が総書記となっている中共中央の指導の下、中国は未来の発展のために戦略的な配置を整え、“二つの百周年”へ向けての努力目標を明確に設けた。」この二つの百周年こそが上記の中国共産党、中華人民共和国それぞれの百周年のことである。具体的には、共産党百周年の時には「国内総生産と都市住民の平均収入を2010年の二倍にし、全国で“小康社会”ができること」、建国百年の時には、「富強、民主、文明、和諧の社会主义現代化国家を建設し、中華民族の偉大な復興という中国の夢を現実のものとする」という。前者は胡錦濤が引退を前に述べたものだが、後者は習近平体制になってからの言葉である。この「中国の夢」という語も習体制になってからのスローガンだが、昨今ではこれが「中華民族の偉大な復興」という江澤民政権以来のナショナリズムのスローガンと深く結びついている。

それは、2013年12月7日、王毅外交部長は駐外使節任職宣誓儀式での講話の内容にも示される。「（建国-筆者注）60年を経て、特にこの開放政策以後の35年の発展を経て、今日の中国は既に新たな歴史的出発点に立っている。習近平同志を総書記とする党中央は全国各民族、人民と心を同じくして中国夢と百年の目標と言う偉大な目標の実現に向かい始め、また中国は今日ほど民族復興の目標に接近したことではなく、今日ほど国際舞台の中心に接近したこともない。」

### 中国外交のスタンス

このような国家目標は外交にも影響している。つまり、国際社会の変動期に中国自身がいかに新たな位置づけを自らに与えるのかということが重要になっているのである。楊は、同じ演説で中国外交について、まず「わ

れわれは自己利益と各国の共同の利益を統合調整し、また世界各国とともに緊密な利益共同体を建設していく」と述べる。これは、グローバル化の下で中国が発展してきたことを踏まえ、中国自身の経済力や国力を、国際社会と密接に関連づけることによって、自らの影響力を担保するということを意味している。だが、逆にこれは中国が自己利益を追求してばかりで、それが他国の利益にはなっていないという批判を意識したことである。

第二の点は、「我々は大国、周辺、発展途上国との関係を統合調整し、各国との友好協力の新たな一ページを描き出す」とする。大国との関係、周辺外交、発展途上国との関係、それぞれがそれぞれで分立している中国にとって、その統合が大きな問題となっている。アメリカとの「新大国関係」をはじめ、大国との協調をはかるしながらも、周辺外交においては自らの影響力を唱える。では、その周辺に於いてアメリカおよびその同盟国といかなる関係を中国は築くのか。これはまさに日本が直面する問題であるが、中国自身は、その解を見つけきれていない。

第三の論点は、「能力、義務、責任」を統合調整し、世界の和平と発展事業に多くの貢献をなす、ということである。これは、中国が国際社会に於いて果たすべき「責任」の問題である。ただ、「能力」を問題にしていく点で、「できないこと」があるということを前提にした点に留意すべきである。中国は自らを中進国と言ったこともあったが、昨今は「発展途上大国」と自らを定義している。この国際社会での責任については、2013年9月27日の国連総会で王毅外交部長が述べたことも参考に値する。王外交部長は、グローバル・ガバナンスに積極的に参与することを唱えるとともに、「我々は中国の声を出し、中国の知恵を以て貢献をおこない、中国の方法を提起し、中国の作用を体現し、国際社会に多くの国際公共財を提供するよう努力する」としている。中国は決して国際秩序の挑戦者とは自らを位置づけないが、中国型の国際関係のスタイルを追求しようとする中国の姿がうかがえるであろう。

## 対日外交の問題点

2013年12月13日、王毅外交部長は習近平外交を総括して次のように述べた。「2013年は習近平同志が総書記と

して党中央の外交を切り開いた一年となった。党中央の指導の下で、中国外交は不斷に新理念を打ち出し、新たな措置をとり、あらたな状況を造り出してきた。」確かに、2013年6月の米中首脳会談では「新型大国関係」を提起し、ロシアのプーチン大統領とは五度の首脳会談をおこなったし、欧州との関係の強化もはかった。また、2013年10月24-25日には「周辺外交工作座談会」を開催し、「睦隣、安隣、富隣」、「親、誠、恵、容」などといった語をキーワードとする関係を提起、さらに「シルクロード経済帯」、「21世紀の海のシルクロード」、「アジアインフラ投資銀行」などのプロジェクトを掲げたのであった。2014年1月24日のダボスの会議でも王外交部長は、講演に於いてリージョナルな「ガバナンス」領域でも公正さ、正義、平等を保って問題の解決にとりこむことを約したのであった。

しかし、大国外交でも周辺外交でも日本の扱いが明確で無く、ただ歴史認識や領土問題を取り上げて日本を批判するしかないという点に、中国外交の新方針の大きな問題があると考える。日本は、「大国でもあり、周辺国（隣国）でもあり」、かつ「周辺国の中で中国に対峙する実力を有する」点で例外的である。つまり、大国関係と周辺関係を「統合し調整する」上での最も大きな矛盾が日本だということである。大国とは協調し、周辺外交では勢力伸長をはかるとすれば、大国でもあり、周辺国の一つでもある日本とはどのような関係をもてばいいのか。この点が、習外交の問題点なのである。つまり、対日関係が硬直化しているのは、単に尖閣諸島や靖国参拝をめぐる問題では無く、習外交の構造上の矛盾の焦点が日本に表れているからではなかろうか。また、経済面で対日関係を重視するのか、ナショナリズム重視で日本を批判するのかという国内問題と結びついているので、対日政策はいっそう難しくなる。

南シナ海の問題が生じてから、日本との「矛盾」が何も日本だけでは無く、周辺諸国と常に起きうる「矛盾」だということが明らかになった。さまざまな要素を「統合して調整する」ことの困難さが、習外交に押し寄せている、ということであろう。

## 政策研究

# 2014年の 中東情勢の見通し ～アラブの春から3年後の中東～

主任研究員

松本 太

世界が動搖している。

東アジアでは、中国の台頭とその力による現状変更を伴う積極的な海洋進出が、東シナ海と南シナ海に大きな波をたて、ウクライナをめぐってはロシアが欧米との間で力を露骨に露わにして綱引きを始めた。

中東地域では3年ほど前までは、あれほど明確だった中東の国々の国境すらも、ますます不明瞭になった。「アラブの春」によってアンシャン・レジームが崩壊した後で、至る所に力の空白が生まれ、ジハード主義と宗派対立が荒れ狂い、いまだ新しい秩序は生まれていない。

例えば、シリアの国境沿いにはクルド勢力による半独立地域が生まれ、シリアやイラクの北部を中心に、イスラム過激派組織である「イラクとシャームのイスラム国（ISIS）」による、自治都市まで成立している。中東の混乱が今後、収まるのか否か、根本的な疑問がつきつけられている。

本稿では、世界規模の秩序変化の中で、アラブの春から3年がたった中東での秩序の「揺らぎ」とは何なのか明らかにするとともに、今後の展望を考えたい。

### 複数の地殻変動による大地震

EUの高官であったロバート・クーパーは、ちょうどイラク戦争の年に発表した著書「The Breaking of Nations」において、世界の国々を三つのグループに分けています。一つは「プレモダン（近代以前）」、二つは「モダン（近代）」、三つは「ポストモダン（ポスト近代）」な国々に分かれるという。アラブの春の中東を考える上で、この分類は参考になる。

すなわち現在の中東の混乱を解きほどくには、三つの大き

な地殻変動が同時に動いていると考えるとよい。すなわち、フェースブックを活用する若者に代表されるようなポストモダンな動きと、未完の国民国家を求めるモダンな動き、そして、激しい宗派対立に見られるような、血生臭いプレモダンな動きの三つである。それは三つの異なるプレートが地底で大きく動くことによって、何度も大きな横揺れや縦揺れを生じつつ、断続的に続く大地震のようなものだ。

そもそも、現代の中東の揺らぎを正確に捉えるには、現代の中東国家の枠組みが第一次世界大戦後に、英仏による人工的な国境画定を経て、誕生したという近現代史を遡る必要がある。

このため中東国家は、常に「国民国家」を越える、かつてのアラブ民族運動や、今まで続くイスラム主義運動などの国家領域を超えるアイデンティティを求める、トランサンショナルな運動に左右されてきたのである。相次ぐ中東の危機の中では、特に宗派や部族といったサブナショナルな古い紐帯にも多分に依存せざるをえないものである。

言い換えれば、「アラブの春」は、国民国家を動搖させ、中東地域の人々のアイデンティティをめぐるプレモダンな意識を強く揺さぶることになったのである。

### アラブの春を先導するエジプト、チュニジア

現在のアラブの国々は、おおよそ三つのグループに分けられるだろう。

第一のグループは、地域の大國、エジプトと、アラブの春が始まったチュニジアである。エジプトもチュニジアも、民族や宗教構成も相対的に単純であり、国民国家としての成熟度も高い。こうした事情は、アラブの春を乗り切るにあたって、両国に優位を与えていたからだ。

エジプトでは、この1月に新憲法が98%を超える国民の支持率をもって認められ、軍主導の下で、政治の正常化が進められている。このわずか3年で二度にわたる体制の劇的な転換を経て、エジプト国民は、革命による混乱に見切りをつけて、熱烈に安定を希求するようになった。

この背景には、革命後の最初の総選挙と大統領選で勝利したムスリム同胞団が、国政を独占し、軍をはじめ、世俗派や革命を支持した若者の意向を無視し、イスラム色の強い憲法改正などを独善的に進めたことがある。また、イスラム過激派の国内への浸透を放置し、治安の悪化を招き、経済復興への道筋を描けなかったことは、エジプト国民を失望させることになった。

この5月末に行われた大統領選挙ではシシ元国防相が、

国民からの強い人気に推され大統領に当選した。エジプトでは、今後、革命後の政治に大きな禍根を残したムスリム同胞団を徹底的に弾圧しつつ、軍主導で治安の回復と経済復興を図ることになるだろう。それが、エジプトの取りうる唯一の選択肢だからだ。

そして、この1月にチュニジア制憲議会でも、比較的穏健な新憲法が、イスラム主義者と世俗主義者の妥協を経て成立し、チュニジアは、アラブの春の動乱を経たアラブ諸国の中で、いち早く正常化への道を模索しようとしている。

## 湾岸の王制国家の動揺

第二のグループは、湾岸の王制国家である。これに、ヨルダンやモロッコという王制国家を加えることもできよう。

これらの湾岸諸国は、一見すると、ひとまずアラブの春の後に生じた政治動乱を、ほぼ乗り切ったかにも見える。湾岸の王制国家はかろうじてアラブの春がもたらした抗議行動を抑え込むことに成功したのである。

同時に、多くの湾岸諸国で、国民への驚くべき額に上るバラマキ政策が大々的にとられた。これは、体制の歴史的正統性以上に、石油収入の分配が、体制の維持に強い効果を發揮したことを如実に物語っている。

こうした湾岸諸国における動きは、表層的には、「革命」につきものの、王制国家による「反革命」の勝利ともいえる。しかし、湾岸諸国の状況をつぶさに見ていくと、アラブの春は湾岸諸国の安全保障環境に、深刻な影を落としつつある。

その最たる現象は、宗派対立の深まりである。それは、湾岸諸国の内政上の矛盾と、域内の力の対峙、そして、米国の地域政策の揺らぎといった要因が複雑に絡まりあつた、ひとつの帰結である。今後、「アラブの春」がもたらした、湾岸諸国の社会に入った亀裂は、時間をかけて、拡がっていく可能性がある。

## 退行する国家、リビア、イエメン、シリア、イラク

さて、ではこの地域で三番目のグループを抽出するとすれば、プレモダンを代表する国々となるだろう。すなわち、リビア、イエメン、そしてシリアである。

国際社会がカダフィ体制を倒すことに手を貸したりビアの将来は、とりわけ混沌としている。なぜなら、首都トリポリの中央政府による国全体に対する統治能力が極めて弱いからだ。現在、地方では、一説には千七百にも及ぶ軍閥が跋扈している。特に、リビア東部では連邦主義者による動きが強まるとともに、過激な組織である「アンサール・アル・シャリーア」や、

アルカイダ系諸組織も拠点を築いている。

これは、カダフィ大佐による権威主義的な独裁体制を倒してしまった以上、民主主義をこれまで歴史上一度も経験してこなかつたりビアにとって、避けようもない結末であった。おまけに、体制側の武器庫から流出した武器の拡散は、地域の混沌に拍車をかけ続けている。

イエメンの状況もリビアに近似している。中央政府の弱体化を尻目に、特に、アルカイダとつながりのある、「アラビア半島のアルカイダ(AQAP)」の跋扈は、首都サナアや南部を中心に、目に余るものがある。

シリアでも、15万人を超える犠牲者がいる中で、その混沌は一層深まっている。なぜなら、シリアにおいては、体制派か、反体制派かという単純な対立軸をなくすだけでは、もはや根本的な問題解決にはつながらないからである。ジハード主義者の流入によって、シリアは近代国家への歩みを一旦止め、宗派間対立の色彩を一層強めている。これは、言い換えれば、モダンなものと、プレモダンなものとの本質的な相克なのである。

この年頭にシリア北部で始まったイスラム過激派「ISIS」と、その他のイスラム主義色の濃い反体制派の間の、「内ゲバ」とも言える戦闘は、終わりの始まりも暗示している。シリア人の民族主義的な感情が、あまりに過激なイスラム主義の統治を、もはや許容できなくなっているからだ。

この6月に行われたシリア大統領選では、バッシャール・アサド大統領が当選を果たしたが、体制側はイスラム過激派への対抗を大義として、反体制派への攻勢を引き続き強めていくであろう。

最後に、もう一ヶ国にだけ言及しておく必要がある。それはイラクである。なぜなら、イラクこそが、地域の混乱の行く末を様々な意味で暗示しているからだ。

すなわち、イラク戦争の結果、サッダーム・フセインという独裁体制を人為的に取り除かれたイラクでは、いわばアラブの春を先取る形で、試行錯誤が繰り返されてきた。イラク戦争から11年を経たイラクでも、宗派対立というプレモダンなベクトルと、国家再建というモダンなベクトルが、緊張した綱引きをしているのだ。

イラク戦争後、旧体制派は、イスラム過激派へと姿を変えて、テロを通じて反政府活動を継続している。イラクでは、頼るべき中央政府が弱体なまま、部族主義への依存が強くなるとともに、過激な宗派主義が鼓舞されることになった。

そのため、これまでマーリキ政権は、権威主義的に振る舞う以外に、適切な統治の方法を見いだせていない。弱い国家への忠誠よりも、国民それぞれが属する民族・宗教への忠誠

の方が、より多くのメリットをもたらしてくれるという状況下では、致し方ないのかもしれない。しかし、マーリキ政権の権威主義は、スンニ派を政権の中枢から遠ざけ、最近ではスンニ派の牙城であるファッルージャや、モスルなどの主要都市をISISに再び占拠されるという失態にもつながっている。

### 湾岸地域の安全保障とイランの核問題

実は、アラブの春に翻弄されるアラブ諸国の将来を左右するのは、その隣国であるイランをめぐる動向である。

これには二つの意味あいがある。一つは、イランとの核交渉の行方が湾岸諸国全体の安全保障を左右する可能性が高いということ、二つには、イランの政策が、地域全体に拡がる宗派対立の行方も動かす可能性があるからである。

この背景には、イランの伸長する「地域覇権」に対抗するためサウジアラビアを中心とする湾岸諸国は、シーア派とスンニ派の宗派対立構造を強調せざるをえない状況がある。

昨年8月に誕生したイランのローハニ政権は、核問題交渉に真剣な取り組みを見せている。昨年11月末に成立したEU3+3との初期の合意は、すでにイランと国際社会との事実上の「デタント」を生みつつある。

この現在進行形のダイナミズムが、地域の宗派対立構造を大きく変える可能性に注目する必要があろう。

### 国民の手で、「国民国家」を再構築する

このように見えてくると、中東地域では、国民が主役の「国民国家」を再構築することと、地域の大國であるイランを含めた安全保障環境をいかに構築しうるかが、唯一の混乱からの出口となるという真実が浮かびあがる。

現在の中国やウクライナをめぐる問題が、どちらかといえば、中国やロシアといったパワーとの軋轢に加えて、台頭するナショナリズムをめぐる問題に収斂できるとすれば、中東地域の場合には、よりプレモダンな、宗派主義やイスラム主義という要因が関係している。また、アラブの春以降拡がりつつある「力の空白」が、そうした現象を促進している。

グローバルな秩序の変化と地域のパワーの台頭に翻弄される、この「未完の国民国家」は、はたして過激なイスラム主義や宗派対立の深まりがもたらす荒波を乗り越えられるだろうか。

もっとも、現在の混乱も、新たな地域の力学を真逆の方向には簡単に引き戻すことはできないであろう。なぜなら、中東地域で近代国家が誕生してから、相当の年月がたっている。その耐性は、私たちが想像するより、はるかに強いと見てよいからである。

## 政策研究

# 日本の再生に向けて 出生率の回復と 財政再建の実現を

主任研究員

北浦修敏

政府の経済財政諮問会議の選択する未来委員会は、2060年の日本について中間報告をとりまとめ、年末の最終報告では出生率の回復に向けた抜本的な対策を含む様々な施策を提言するものとみられる。一方、4月の財政制度分科会では2060年までの財政支出の将来展望を下に今後の財政再建規模が提示されるなど、経済財政の持続可能性への関心が高まっている。本稿では、筆者の様々な人口推計を前提とした2110年までの政府支出の推計と財政再建規模の分析を基に、出生率と財政・経済との関係について論じたい。（注）

### IMFの提言は必要だが、 少子高齢化が続く中で不十分

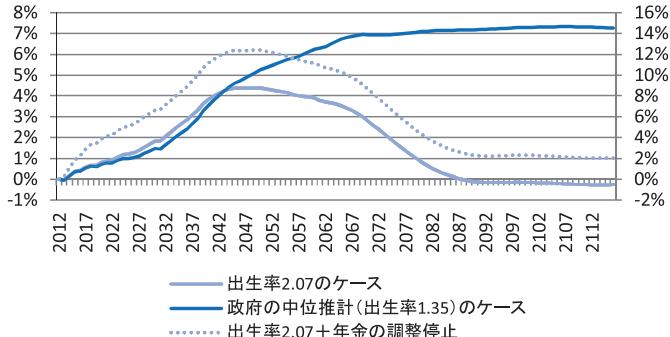
日本の公的債務残高の水準や他の先進国の経験からみると、財政赤字の弊害は既に顕在化していてもおかしくないが、潤沢な日本の国内貯蓄により吸収される形で財政リスクは覆い隠されている。財政リスクが直ちに顕在化するとは考えていないが、高齢化の進展に伴う更なる国内民間貯蓄の減少により、10年単位でみると、財政破たんは対岸の火事ではない。IMFは、基礎的財政収支を黒字化し、発散を続ける公的債務残高の対名目GDP比を反転させるべく、2020年までに経済財政諮問会議の中長期試算が想定している財政再建策（消費税率の10%への引上げ、政府支出の実質横ばい等）に加えて、対名目GDP比で5.5%相当の財政再建策（15%への消費税率の引上げと対名目GDP比で3%相当の政府支出の抑制）を提案している。極めて厳しいものではあ

るが、IMFの提案する財政再建を実施することが、財政破たんを日本で引き起こさないための最低限の中長期的な条件である。しかしながら、少子高齢化の進展に伴う政府支出の増加により事態はこれにとどまらない。

## 財政の長期推計の必要性と出生率回復の重要性

本分析においては、将来に向けて発生する国民の負担増（政府支出の削減、税負担の増加、社会保険料率の引上げ）を全体として理解するために、一般政府ベースの政府支出（中央政府、地方政府、医療・介護・年金等社会保障基金の支出の合算）を分析の対象としている。過去30年間の日本の政府支出の推移を一般政府ベースでみると、高齢化の進展（65歳以上人口の総人口に占める割合（高齢化率）は9%から24%に15%ポイント上昇）により社会保障給付が増加することを通じて、政府支出も対名目GDP比で29%から38%に9%ポイント增加了した。高齢化率2%ポイントの増加は政府支出の対名目GDP比約1%超の増加につながっていたことになる。政府の人口推計（中位推計）では高齢化率が2012年の24%から2079年には41.2%にまで増加し、そのまま高止まることが予想されており、筆者の試算では、2080年に向けた政府支出（対名目GDP比）は2012年度の38%から7%ポイント程度（消費税率換算で14%程度）増加することが見込まれる（図1の政府中位推計のケース）。少子高齢化の進行を放置すると、IMFの提案する厳しい財政再建策（2020年まで対名目GDP比5.5%）を実施して基礎的財政収支の赤字を解消しても、その後の政府支出の大幅な増加により、財政危機のリスクをはらむ高い公的債務残高の水準は2030年ごろから再び上昇し始め、日本は長期的な経済の低迷と財政赤字に悩まされ続けることになりかねない。

図1 政府支出の対名目GDP比の推移（足元からの増加幅、左軸）とそれに相当する消費税率の引上げ幅（右軸）



出生率が2030年までに2.07に回復すれば、事態はどの

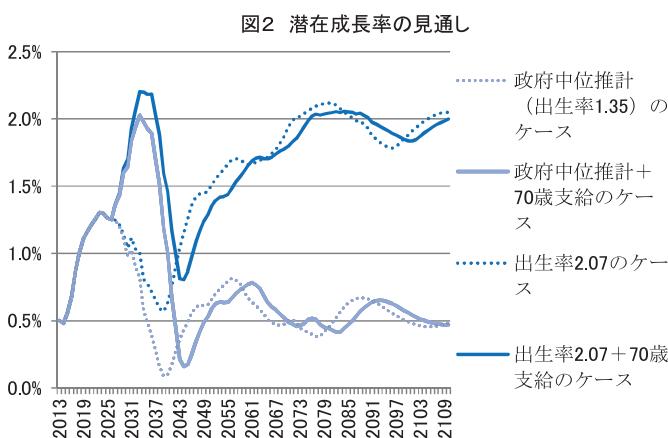
ようにならぬか。まず、政府支出に大きな影響を与える高齢化率は現在の24%から2040年代に34%まで上昇するものの、その後低下を続け、2080年代には27%程度にまで低下する。その結果、政府支出は2040年代に向けて増加するが、最終的に2012年度の水準にまで低下する（図1の出生率2.07のケース）。筆者の試算では、100年程度かけて公的債務残高を他のOECD諸国並みに引き下げていくために、IMFの財政再建策に追加して必要な財政再建規模は、2030年からの10年間に名目GDP比で1.6%程度（消費税率換算で3%程度）で済むことになる。なお、仮に少子高齢化の進展がとまることが完全に予見でき、年金のマクロ経済スライドを直ちに停止したとした場合の政府支出の推移も併せて示した。この場合の追加的な財政政権規模は対名目GDP比で3.7%程度（消費税率換算で7%程度）となる。財政制度分科会よりも出生率改善の効果が大きいのは、モデルの構造の違いとともに、本稿はより長期にわたる分析であること等による。

## 長期的なマクロ経済・地域経済の再生のためにも出生率の引上げは不可欠

少子高齢化の弊害は財政にとどまらない。2110年までの日本の経済成長率を労働生産性の伸び（2%）と労働力人口の伸び（生産年齢人口の伸び）の和で計算してみると、出生率が現状の水準にとどまる政府の中位推計では、2040年以降生産年齢人口が毎年1.5%程度減少を続けることにより、経済成長率は0.5%にまで低下していく。一方で、出生率が2.07に回復するケースでは、生産年齢人口は新たに生まれる世代が労働市場に参加する2040年代から飛躍的に改善し、2060年代には概ね横ばいとなり、2%の実質経済成長が可能となる。（図2の点線参照）

政府で精力的に検討が進められている女性や高齢者の活用は、重要な施策ではあるが、当面20年から30年程度の経済成長率を高めることはできても、2040年代以降の長期的な日本経済の低落傾向に歯止めをかけることができない。図2では仮に70歳まで年金支給年齢を遅らせ、60歳代後半層が労働市場にとどまるとした場合の経済成長を示しているが、その効果は引上げ期間の一時的なものとなっている。一方で、出生率が回復すれば、2040年

代後半に向けて労働力人口が徐々に下げ止まることから、長期的な経済成長率の引上げにつながる。また、地域経済については、当面30年程度は集約化や女性・高齢者の活用により地域の社会機能を維持することとなるが、直ちに出生率回復に取り組めば、2040年代以降は、拡大再生産に向かた、新たな地域再生の取組みがスタートできる。（図2の実線参照）



## 大胆な少子化対策と70歳年金支給の検討を

先の財政再建の分析では、出生率回復のための追加的な少子化対策費は考慮していないが、仮に少子化対策予算に、出生率を2に回復することができたスウェーデンやフランス並みの予算を手当て（対名目GDP比2%程度、約10兆円を追加）したとしても、筆者の試算では、その費用は将来世代への負担の先送りの遠因となっている高齢者向け支出の一つである年金給付の削減（公的年金支給開始年齢の70歳への引上げと、それに併せた年金保険料と公的負担の削減）でカバーすることが可能である。日本より高齢化の進展が遅い複数の先進国でも既に公的年金支給開始年齢の67、68歳への引上げを決定している。また、これにより世代間の政府支出からの受益のアンバランスも相当程度改善でき、全世代型の社会保障に近づくとともに、当面のマクロ経済・地域経済の活性化に効果が期待できる。

なお、少子化対策に当たっては、出生率に対する目標を定め、時間がかかるても国家を挙げて取り組むことを明確にするとともに、その政策効果を定量的に分析するなど、継続的にフォローすることが大切である。また、具体的な施策としては、フランスやスウェーデンの経験を踏まえて、保育・就学前教育や出産育児休業給付の充実・強化を図るとともに、第2子、第3子と段階的に増額される家族手当や所得控除を導入するなど、インセン-

ティブ効果に配慮した制度設計が重要である。

本稿では書ききれなかったが、筆者が必要と考えるマクロ経済政策は、財政に対する市場の信認を確保しつつ、①賃金・利益間の配分の適正化とともに、労働者間の賃金配分の適正化が可能となるよう、大多数の企業の中期的な売上の増加を確かなものとするマイルドなインフレーションを実現すること（量的緩和の出口のコストや資産価格を歪めるコストは小さくないが、デフレの弊害ははるかに大きい）、②成長力を高める構造改革（TPP参加、農業改革、労働市場改革、規制緩和、財源を確保した上で法人税減税）を地道に続けること、③女性、高齢者を活用して当面の労働人口の減少を埋め合わせて、地域社会の機能を維持すること、④出生率を回復して、長期的な日本社会の持続可能性を回復すること、の全てに同時にかつ直ちに取り組む必要があるというものである。難問が山積する日本は、財政破たんに時間を費やしている余地はない。また、出生率の引上げは、目先は教育予算の増加などマイナス要因もあるが、長期的には政府支出の抑制や潜在成長率の引き上げ効果が大きい。政府・経済財政諮問会議には、超高齢化社会を前にして赤字公債をいつまでも出し続けることはできないことをきちんと国民に説明するとともに、出生率の目標値設定や70歳年金支給年齢の引上げを含む真に必要な政策の方向性や優先順位を示すことに大胆に取り組むことを期待したい。

(注) 詳細は「世代会計の手法を活用した政府支出の長期推計と財政再建の分析」（IIPS Discussion Paper）を参照されたい。

# 政策研究

## なぜ、米国は イノベーション大国か

主任研究員

雨宮寛二

### 1.イノベーションということばの使われ方

現在、イノベーションという言葉は、実に多くの用語として使われている。たとえば、プロダクト・イノベーション、プロセス・イノベーション、オープン・イノベーション、ソーシャル・イノベーション、リバース・イノベーション、破壊的イノベーション、持続的イノベーションなど、列挙すればきりがない。それでは、これらの用語の中で、イノベーションという言葉は、どのように定義されているのであろうか。果たして、同じ意味で使われているのであろうか。

このように、イノベーションといふ言葉を使った多くの用語が氾濫していることから、昨今イノベーションの定義が極めて曖昧になっている。

#### 1-1.イノベーションの考え方：経済学的アプローチ

イノベーションを最初に理論化したのは、オーストリアの経済学者シュンペーター(Joseph Alois Schumpeter)で、イノベーション理論を基にして、近代経済学における景気循環を説いた。

シュンペーター[1911]は、「イノベーションとは、生産物や生産手段などの生産諸要素を新たに組み合わせて結合することにより、新しい物やビジネスを創造する新結合を意味し、イノベーションは、内部から自発的に発生する経済の非連続的発展および創造的破壊につながるものである」と定義している(『経済発展の理論』)。

シュンペーターのこのイノベーションの考え方には、「非連続性」と「創造的破壊」の2つの特性が含まれている。

「非連続性」とは、過去との断絶そのものを意味するものであり、過去の改善を図るだけではイノベーションとは呼ばず、イノベーションにより生み出されるものは、過去を断ち切るほどのインパクトを兼ね備えたものでなければならない。つまり、イノベーションとは、従来からの連続的な変化ではなく、非連続的な変化を意味する。

一方、「創造的破壊」とは、既存の物を破壊し、これを凌駕するような新しい物を創り出すことを意味する。つまり、イノベーションとは、現状を打破し新たなる創造物を構築する行為である。それは、既存の概念からの脱皮による新たなる価値創造を意味する。シュンペーターは、こうした企業者(アントレプレナー)によるイノベーションの遂行を、「適応活動(改良や改善、模倣などによる事業活動)」ではなく、「創造活動(新しいことを新しい方法で行う活動)」として捉えている。企業者による創造活動こそがイノベーションであり、イノベーションが経済成果をもたらす革新であるとの観点から、企業者の機能は、あくまでも経済変動につながるものでなければならないとしている。

#### 1-2.イノベーションの考え方：経営学的アプローチ

イノベーションを企業成長の源泉とする経営学的な考えを展開し発展させたのが、ピーター・F・ドラッカー(Peter Ferdinand Drucker)である。

ドラッカー[1965]は、イノベーションを企業者の機能として捉え、「企業の目的が顧客の創造であることから、企業には2つの基本的な機能が存在する。すなわち、マーケティングとイノベーションである。この2つの機能こそ起業家の機能である」と論じている(『現代の経営』)。

さらに、ドラッカー[1985]は、「イノベーションとは、意識的かつ組織的に変化を探すことである。(中略)通常それらの変化は、すでに起こった変化や起こりつつある変化である。成功したイノベーションの圧倒的多くが、そのような変化を利用している」と定義している(『イノベーションと企業家精神』)。

ドラッカーが主張する真意は、イノベーションの展開により、新たなる顧客価値を創造しなければ、企業は成長し存続していくことはできないため、恒常的なイノベーションの遂行こそが企業成長のための命題であるとしている点にある。

#### 1-3.イノベーションの考え方：結論

このように、シュンペーターやドラッカーの考え方方に立ち戻れば、改良や改善、模倣などによる技術進歩は、イノベーションとは呼ばないことが理解できるであろう。イノベーションは、「非連続的な変化」や「顧客への新たなる価値創造」が図られていなければならない。すなわち、イノベーションの条件とは、過去を断ち切るほどのインパクトを兼ね備え、顧客の価値に劇的な変化を起こすことで、社会生活に大きな変化をもたらすことである。

### 2.戦略としてのイノベーション

イノベーションの種類を明確に定義し、イノベーションのプロセスを解明することで戦略としてのイノベーションを活用し易くしたと

いう点で、クレイン・M・クリステンセン(Clayton M. Christensen)の考え方、戦略を考える上で重要なアプローチとなる。

クリステンセンは、イノベーションを持続的イノベーション(sustaining innovation)と破壊的イノベーション(disruptive innovation)の2つに大別し、それぞれのイノベーションのプロセスを明らかにしている。

持続的イノベーションは、既存企業が持続的技術を用いて、改良により従来の製品より優れた性能で、要求の厳しいハイエンド(高価格)の顧客獲得を狙うものである。一方、新興企業が、破壊的技術を用いて、従来の製品より低機能かつ安い価格で、それほど要求が厳しくない顧客や新しい顧客の獲得を狙うのが破壊的イノベーションである。クリステンセンは、この破壊的イノベーションをローエンド型破壊と新市場型破壊の2つに分類して、それぞれ定義している。

## 2-1. 従来のイノベーションの定義とクリステンセンの

### イノベーション論との整合性

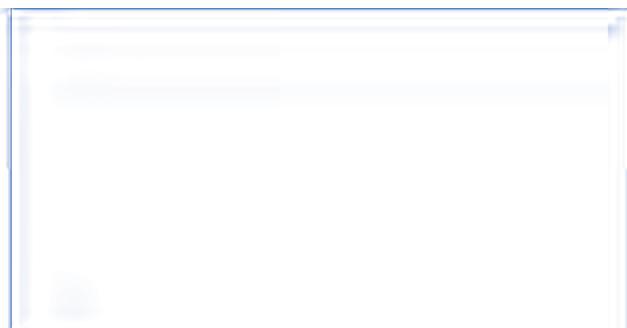
クリステンセンは、破壊的イノベーションの中に、シュンペーターが唱えた「非連続性」と「創造的破壊」の概念を取り込んだ。さらに、新市場型破壊の中に、ドラッカーが提唱した「新たなる顧客価値の創造」の概念を取り込むことで、独自に新たなる価値基準を定義した。一方、クリステンセンが定義した持続的イノベーションは「技術進歩」であることから、本来の定義からすれば、イノベーションとは言えないことが理解できよう。

## 2-2. 破壊的イノベーション(イノベーション)を

### 起こした企業や製品

クリステンセンは、産業史の中で、破壊的イノベーション(イノベーション)を起こした製品や企業を示し、それらの製品や企業が、新市場型破壊とローエンド型破壊を両極とする連続体の、どこに位置していたかを示唆している。

図1 破壊的ルーツを持つ企業や製品の例



(出典)『イノベーションへの解』(クレイン・クリステンセン、マイケル・レイナー著)

図1が示すとおり、1870年代以降、米国の企業や製品が、各年代とも、ほぼ網羅的に現われているのが分かる。

クリステンセンが指摘するように、1950年代から80年代にかけて、ソニー、新日鉄、トヨタ、ホンダ、キャノンといった日本企業が、市場のローエンドから現われ、やがて、ハイエンドにまで上り詰め、それぞれの市場で世界最高品質の製品を供給することで、米国を中心とした欧米の巨大企業を破壊した。

その後、日本企業の攻勢により、市場のハイエンドに釘付けになった米国の巨大企業において、人々の多くは職を失ったが、彼らはベンチャーキャピタルから投資資金を得て下位市場へ移り、新たな破壊的成長の波を生み出すことができた。

しかし、日本経済は、これを可能にする労働市場の流動性やベンチャー・キャピタルの基盤を欠いていたため、2000年以降、アジアの新興企業が、ローエンドから破壊的製品を用いて攻勢をかけられても、新たな破壊的製品を打ち出すことができず、成長の余地もないまま、市場のハイエンドで行き詰まることになる。

## 3.なぜ、米国でイノベーションが生まれるのか

それでは、なぜ、このように米国でイノベーションが断続的に生まれるのであろうか。主に3つの要因が考えられる。1つ目は、歴史的背景である。米国は欧洲を捨てた人々が建国した国で、建国以来、ヨーロッパ大陸とは異なる新たな文化を創造してきた。そのため、イノベーションに求められる「非連続性」の文化が、米国には刻み込まれている。反対に、欧洲や日本は、伝統や格式を重んじるため、過去との決別が困難となり、「非連続的」なイノベーションが生まれにくいといえよう。

2つ目は、国民性である。米国は、集団や組織より、個人、特に英雄を称賛し重んじる国民性を持っている。組織力は、既存の価値を基にして、技術進歩を促進するには有効だが、組織が求める合意は、過去との決別を必要とするイノベーションを阻害する面がある。イノベーションを起こせるのは、個性や強烈なパワーを持った企業者(アントレプレナー)であり、それを許す国民性である。

3つ目は、社会制度である。米国では、企業者(アントレプレナー)をインキュベートする「ベンチャーキャピタル」の存在と制度が確立している。セコイアキャピタル(アップルやグーグルを支援)やクライナー・パークインス・コーフィールド・アンド・バイヤーズ(KPCB、アマゾンやグーグルなどを支援)など多くのベンチャーキャピタルが、新興企業の資金面や経営面での支援を行っている。

このように、米国には、イノベーションが生まれる要因が備わっている。特に、2番目の個人主義を重んじる米国の国民性は、ホフステッド指数といった既存研究などでも実証されているように、世界の中でも断トツに高いと言える。

# 研究所ニュース

## 第10回 中曾根康弘賞 授賞式

7月2日、ザ・キャピトルホテル東急にて、第10回中曾根康弘賞授賞式が開催され、4名の方々が受賞されました。受賞者と授賞理由は以下のとおりです。



### 優秀賞

**ジョン・スウェンソン＝ライト氏**

国籍: 英国 所属: ケンブリッジ大学 ダーウィン・コレッジ・フェロー兼大学講師

選考理由: 英国を代表する日本外交研究者として優れた研究



業績をあげるとともに、英国王立国際問題研究所におけるアソシエート・フェローとして日英関係、英韓関係、東アジア国際政治について積極的な学術交流や政策提言を行ってきた。日英交流21世紀委員会、日英グローバル・セミナーに参加し、知日派として幅広いネットワークを構築し、日英交流の発展に多大な貢献をなしてきた。メディアに積極的に登場し、東アジア情勢や日本の政治外交について的確で洞察力溢れるコメントを提供している。それらの取り組みは称賛に値する。

### 奨励賞

**飯塚 陽子 (いいづか ようこ) 氏**

国籍: 日本 所属: 東京大学医学部附属病院 糖尿病・代謝内科 助教



選考理由: 糖尿病の臨床・教育・研究の傍ら、医療の国際化の一環として、経済産業省の採択事業「日本式糖尿病診療サービスの中国展開に関する調査研究事業」に懸け橋としても強いリーダーシップを發揮し、高い理念と行動力

で、2011年度に上海、2012年度に杭州において、きめの細かい日本式の糖尿病チーム医療を展開した。日本式糖尿病診療サービスは、中国で急増する糖尿病患者にとって大変有効であり、そのニーズが極めて高いことを確認した。日中医療交流の取り組みを高く評価する。

### 奨励賞

**中山 俊宏 (なかやま としひろ) 氏**

国籍: 日本 所属: 慶應義塾大学 総合政策学部 教授



選考理由: 米国政治外交の専門家として、米国外交や日米関係を含む多岐にわたる領域で活躍している。ワシントンポストの東京特派員を経験し、英語による発信力に定評があり、メディアでの的確な説明や現地のコンテキストに即したコメントは高い評価を得ている。日米関係や日米の相互認識にさまざまな問題が発生する中で、メディアを通じて日本側の観点を国際社会に積極的に発信している。これらの活動を通じて、平和と安全の確保への取り組みを高く評価する。

### 奨励賞

**福田 晴子 (ふくだ あきこ) 氏**

国籍: 日本 所属: 世界盲ろう者連盟 事務局長、全国盲ろう者協会 国際情報委員

## 研究所ニュース



**選考理由:**全国盲ろう者協会の国際協力推進事業の委員として海外からの研修生の受け入れ、国際会議への参加等の国際協力をされているほか、2013年11月、世界盲ろう者連盟の事務局長に選出され国際的な活動に取り組んでいる。JICAのウズベキスタン盲ろう者支援プロジェクトに盲ろう当事者の専門家として参画し知識・技術の提供に尽力した。国内ではJICA等の研修の講師をつとめるとともに、さまざまな障害を持つ人々とのコミュニティづくりを行っている。それらの功績を高く評価する。



授賞式では、中曾根康弘会長が、幅広い各分野で活躍されている受賞者4名の方々へのお祝いの言葉とともに受賞が励みとなり今後の更なるご活躍に期待したいと述べられました。続いて、選考委員長の北岡研究本部長から選考経過と授賞理由を説明した後、会長より受賞者に対して賞状記念盾を授与しました。

飯塚氏、中山氏、福田氏よりスピーチ、ジョン・スウェンソン＝ライト氏より講演を行っていただきました。

飯塚氏は、「日本の優れた医療技術を受けたいと思っている外国の方は大勢いる。医師・看護師・栄養士・薬剤師による糖尿病チーム医療のない中国では、日本式糖尿病診療サービスのニーズが極めて高いことが調査研究で明らかとなつた。日中医療交流に貢献することが使命と思っている。」と述

べられました。

中山氏は、「米国での交換留学生時代にサミットなどで中曾根総理が主要国の中でも際立った存在感を放っていることに誇りを感じ、教会や集会場で米国の人々を相手に自分なりに日本について語った体験が、今の活動の原点である。英語による対外発信など活動全般が評価され光栄である。」と述べられました。

福田氏は、「盲ろう者にとって通訳・介助者がいなければ何の情報も入らない。私の前に人間がいるのか動物がいるのか何かいるのか私にはわからない。しかし、手を触れた時に相手が笑っていたりドキドキしていたりするのを感じができる。中曾根先生の手を触ってみたら意外と大きくどっしりしていて感動した。私は探し続けていれば必ず『道はある』ことを信じている。」と述べられました。

ジョン・スウェンソン＝ライト氏は、「安倍総理の積極的な外交政策のもとで日本は創造的・意図的に世界と再び関係性をつむごうとしている。それは1980年代に遡る歴史的な継続性の反映である。1983年に中曾根総理が日本の総理大臣として初めて韓国を訪問した時に韓国語で発言され人々を驚かせた。相手の共感を呼ぶコミュニケーションと文化に対する感受性は重要である。臨調など大々的な政策の改革では世論を説得し味方にしたことが成功につながった。現在でも学ぶべきことは多い。英国と北朝鮮では大学生の交換・交流を行っている。北朝鮮はわずかではあるが変わってきた。日本でも教育の面で政策提言できるかもしれない。安全保障政策には大胆な政策提言が必要である。同盟国や周辺国とお互いに理解し合うのは一昼夜で変わるものではなく辛抱強く進捗を見守らなければならない。」と述べられました。

授賞式に引き続き、レセプションが開催され、受賞者のご家族やご関係者、支援企業、賞の運営委員・選考委員など関係者にご出席いただき、受賞者4名の方々を祝福し、懇談が行われました。

### ソウル大学総長中曾根会長を表敬訪問



2014年4月14日、Yeon Cheon Ohソウル大学総長をはじめ、Rho Hyun Seongソウル大学副総長やCheol Hee Parkソウル大学日本研究所所長など5名が、中曾根会長へ表敬訪問されました。Yeon Cheon Ohソウル大学総長は、中曾根会長への挨拶において、表敬の意を述べるとともに、同日、東京大学と共同で、「東京大学とソウル大学とのオフィス相互設置開所記念シンポジウム」を開催した旨を伝えられました。東京大学とソウル大学とのオフィスを開設することにより、今後は、両大学間の一層の学術交流と人的交流の活性化を進めていきたいとのことでした。表敬は約1時間にわたり行われ、有意義なものとなりました。

## 『台頭する中国と日米の戦略』 シンポジウムの開催

米国の戦略研究の泰斗であるエドワード・ルトワック博士及び村井友秀防衛大学校教授を招いて、「台頭する中国と日米の戦略」と題するシンポジウムが、この5月20日に80名を超える聴衆の参加を得て都内ホテルにおいて、当研究所主催で開催された。

第一セッションでは、ルトワック博士による講演が行われた。博士によれば、現在の中国にとって、本来、最善の戦略とは「能力を隠して力を蓄える」という鄧小平時代の韜光養晦（とうこうようかい）方針の継続であり、次善の戦略とは日本以外の全ての周辺国と安定的な関係を築き、日本に対しては尖閣諸島を巡り強硬姿勢を探ることである。

しかし中国は、国内の指導部の分裂のために多くの周辺国と同時にトラブルを抱えるという最も望ましくない戦略を採用せざるを得なくなってしまっており、その結果、これらの諸国は次第に中国に対する対抗連合の形成を模索するようになると指摘した。そしておそらくは韓国を除いてそうした対抗連合が中国を圧倒するようになろう、すなわち中国は戦略面において「自滅」への道を辿っていると指摘した。

さらに、博士は、中国の「海軍主義」について、軍事力をどれほど高めても他国に脅威を与える存在であれば、その活動には制約が生じることから、この点で中国は1914年以前のドイツと同じ過ちを犯していると説明された。

最後に、ルトワック博士によれば、自衛隊が必要としているのは艦船の通信マストを破壊して通信を不能にしてしまうミサイルや、スクリューに絡まって相手の船舶を行動不能にしてしまう特殊な装置などの非殺傷兵器であることが強調された。

第二セッションでは、防衛大学校の

村井教授からのコメント及びフロアからの質疑と応答が行われた。村井教授よりは、「中国には友人がいない」とのルトワック博士の指摘に関して、中国は友達＝同盟を信じておらず、そのために日米同盟の結束についても読み誤る危険性があるのではないかと指摘した。

また、同教授より、現在の中国は力を蓄えて米国に挑戦しようと考えているのではないか、しかし現在はまだ国力が不十分なので代わりに日本を分裂させようとしているが、いずれは米国にも挑戦するのではないかと指摘した。加えて、中国の現在の戦略が自滅的に見えるとしても、それは外交上のことであって内政上は成功していると理解しているのではないか、もしそうならば日本の努力のみ

で関係が改善される見込みはないとも指摘された。

こうした点に関し、フロアからは中露提携の可能性、中国に正しい路線を採らせるためにどうすればよいか、米国の対応や中国への関与の在り方などの質問が行われ、活発な意見交換が行われた。

今般、ルトワック博士は、シンポジウムに前後して、安倍晋三首相及び岸信夫外務副大臣と面会したほか、内閣官房国家安全保障局や海上自衛隊幕僚監部、防衛省防衛研究所及び航空自衛隊幹部学校などを訪問し、日本の専門家と意見交換を行った。



## 研究所ニュース

### カンボジアの政府機関及びシンクタンク等との 海洋の安全保障に関する意見交換

5月27日～30日、世界平和研究所は、カンボジア・プノンペンにおいて、海洋をめぐる諸問題に関し、カンボジア政府及びシンクタン

クとの意見交換を行った。

世界平和研究所は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、我が国の安全保障確保のために、海洋における諸

問題をアジア諸国との間で平和裏に話し合う対話メカニズムの構築に取り組んでいる。今回は、その取り組みの一環として、官民対話(トラック1.5)を実施した。

世界平和研究所からは、松本太主任研究員及び松崎みゆき主任研究員の2名が参加した他、海上自衛隊から海上幕僚監部指揮通信情報部長の大塚海夫海将補及び同防衛部防衛課から臼井洋太郎3等海佐の参加を得た。

外務国際協力省及び国防省においては、それぞれラッチャビー長官及びソバット外交政策計画総局長(陸軍大将)と東シナ海・南シナ海情勢について意見交換を実施するとともに、先方よりカンボジアの対外政策について説明が行われた。

海軍司令官ビニュ海軍大将との懇談においては、南シナ海情勢に関するカンボジア海軍の認識及びカンボジア海軍が現在直面する課題等について説明がなされた。また、密輸、不法漁業な

どを取り締まる「警察」、「税関」、「外務国際協力省」、「海軍」などの省庁を横断する組織である「国家海上安全委員会」事務局次長キム・トーン海軍少将との懇談においては、カンボジアの海洋安全保障に関する取り組みについて理解を深めることができた。

カンボジアを代表するシンクタンクであるCICP(Cambodian Institute for Cooperation and Peace) ソティレアッ専務理事(元駐日大使)及びカンボジア系米国人団体により設立されたパンニヤサストラ大学の教授等とは、カンボジアの国内情勢及び国際情勢認識等について、政府外の立場から、率直な意見交換を実施した。

さらに訪問先全般を通じ、日本とカンボジアとの関係強化、特に海洋安全

保障分野での協力に関する日本への大きな期待が示された。

カンボジアは、インドシナ半島に位置するASEAN加盟諸国の一員であるが、南シナ海問題に直接関わっておらず、日本・カンボジアの有識者レベルでの、海洋における諸問題に関する意見交換の機会もこれまで限定的であった。今後とも、こうした東南アジア諸国とも、海洋における諸問題について認識共有を図り、将来的な日本との協力の可能性についての継続的な対話が必要であろう。

**【人 事】** ●藤崎一郎氏(前 駐米大使) 副理事長に就任(6月30日付) ●西田恒夫氏(前 国連大使) 研究顧問に就任(7月1日付)  
●市川恭子氏 主任研究員に就任(内閣府より出向)(4月25日付)

## 研究所会議テーマ一覧

- ◆ 2014年の中東情勢の見通し～アラブの春から3年後の中東～ 松本 太 (主任研究員)
- ◆ 日米同盟において日本が果たすべき軍事的役割 小林 貴 (主任研究員)
- ◆ 人口減少の下での日本経済～概観～ 藤江泰郎 (主任研究員)
- ◆ 世代会計の手法を活用した政府支出の長期推計 北浦修敏 (主任研究員)
- ◆ なぜ、米国はイノベーション大国か 雨宮寛二 (主任研究員)
- ◆ なぜ、要人は失言失態を繰り返すのか 井出智明 (主任研究員)
- ◆ 現代の正義論II 和田 肇 (主任研究員)
- ◆ 海洋を巡る日米中関係と対外認識 大澤 淳 (主任研究員)
- ◆ 世界価値観調査等からわかる日本人の「国民性」 藤 和彦 (主任研究員)
- ◆ 習近平政権下の中国外交 川島 真 (上席研究員)

※詳細はホームページをご参照ください。 <http://www.iips.org/research/index.html>



### 第11回中曾根康弘賞 募集のお知らせ

募集期間 平成26年7月3日～平成27年1月31日

詳しくは、ホームページ <http://www.iips.org>をご参照ください。

多数のご応募をお待ちしております。